

## 桂川町監査告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

### 記

- 1 監査の対象 保険環境課
- 2 監査の実施年月日 平成 27 年 11 月 16 日・17 日・18 日・19 日
- 3 監査の内容 主として平成 27 年度事務等全般の執行状況
- 4 監査の方法 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係者の説明聴取にて実施
- 5 監査の結果 別紙のとおり

平成 27 年 11 月 19 日

桂川町監査委員 武 井 秀 樹

桂川町監査委員 杉 村 明 彦

## 定期監査 保険環境課

(実施期間：平成 27 年 11 月 16 日 (月) ～19 日 (木))

### 《指導事項》

#### ○ スズメバチ駆除費補助金交付申請書について

スズメバチ駆除費補助金交付申請書は、駆除対象の写真(全景・営巣駆除前・駆除後)の貼付が必要ですが、平成 27 年 8 月 3 日に申請された 2 件には、申請者が異なるにもかかわらず同じ写真が貼付されています。申請書に貼付されている写真を十分確認するとともに、適正な事務処理を行ってください。

また、屋根裏のため写真撮影不可能な場合は、「屋根裏のため、撮影不可 職員立会済」と記入されていますが、立会人の氏名等は記載されていません。

今後は立ち会った職員が確認できるもの(写真もしくは自筆のサイン)が必要と考えます。

#### ○ 備品の管理について

保険環境課の備品台帳に平成 11 年 10 月購入の SONY ノートパソコン 2 台(外 12 点、購入金額 150 万円)の備品カードがあり、税務課収納係が管理と記載されています。その内、ノートパソコン 1 台は、平成 19 年に税務課収納係から土師保育所に移管され、残りの備品は、同年に税務課が廃棄処分していますが、備品カードの整理がされていません。また、移管されたノートパソコンも、土師保育所で廃棄したとのことですが、備品カードの整理がされておらず、廃棄した時期等は不明です。

今後は、備品の管理及び適正な事務処理に努めていただき、特に、パソコン等の移管及び廃棄は、個人情報管理からも厳格に行っていただきたい。